

入札説明書

四国森林管理局の令和7年度土壌の調査及び処理に関する調査事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 ： 令和7年6月18日

2 支出負担行為担当官等

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 竹内 純一

3 事業概要

(1) 事 業 名 令和7年度土壌の調査及び処理に関する調査事業

(2) 事 業 場 所 高知県高岡郡四万十町 焼木水谷山国有林内

(3) 仕 様 仕様書のとおり

(4) 事 業 期 間 令和8年1月30日まで

(5) 入札方法等

ア 本事業は、業務計画等の提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

イ 本事業は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第85条の基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する事業である。

ウ 本事業は、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、落札価格が事業品質確保の観点から四国森林管理局が定める価格を下回った場合、事業の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す事業である。

(6) 本事業は、入札等を電子調達システム（以下、「システム」という。）で行う事業である。なお、システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等（調査・研究）」に登録され、「A」、「B」、「C」のいずれかに格付けさ

れており、競争参加を希望する地域において「四国」を選択している者であること。

(3) 共同事業体であっては、次のすべての要件を満たす者であること。

ア 協定書に基づき結成された共同事業体であること。

なお、協定書には構成員が連帯して事業を営み、契約の履行に関し責任を負うことを内容とし次のことを締結すること。

(ア) 結成の目的

(イ) 成立の時期及び解散の時期

(ウ) 構成員の責任

(エ) 事業途中における構成員の脱退に対する措置

イ 競争制限とはならない共同事業体であること。

ウ 構成員のすべてが、全省庁統一資格の「役務の提供等（調査・研究）」の資格を有すること。

エ 共同事業体が入札する事業に、構成員が単体で入札を行わないこと。

オ 共同事業体の等級は代表者の等級であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

(5) 当該事業に係る技術提案書における必須項目に不備がないこと。

(6) 地質調査技士（土壌・地下水汚染部門）の資格を有する者を少なくとも1名配置できること。

(7) 社会保険等に関して、以下に定める届出をすべて行っている事業主（届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書」という。）、並びに技術提案書及び確認資料（以下「提案書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に四国森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）及び「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては会社の一方が更生

会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び提案書を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の全省庁統一資格を有していない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び提案書の提出は、システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による提出の場合は発注者へ事前に連絡の上、持参又は郵送にて提出すること。

- (2) 申請書及び提案書の提出期間、提出先及び方法

ア システムによる提出の場合

(ア) 提出期間：令和7年6月19日9:00から令和7年7月2日17:00まで（ただし、システムのメンテナンス期間を除く。）

(イ) 提出先及び方法：システムの添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」及び「技術提案書」を添付し提出すること。

ただし、添付するファイルの合計容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（締切日時必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送信するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由）をシステムにより、申請書及び提案書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 書類の目録
- ・ 書類のページ数
- ・ 提出年月日、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス

電子メールの提出先は以下のとおり

四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官

電話 088-821-2011

メールアドレス shikoku_shinsei@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式: システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・microsoft Word
- ・microsoft Excel
- ・その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・圧縮ファイル ZIP 形式

システムによる手続き開始後において紙入札方式への変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者へ事前に連絡の上、紙入札へ変更することができる。

イ 紙入札方式による提出の場合

(ア) 受付期間: 令和 7 年 6 月 19 日 9:00 から令和 7 年 7 月 2 日 17:00 まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日及び 12:00～13:00 までを除く)の 9:00～17:00 まで)

(イ) 受付場所: 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3-30

四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官

(3) 申請書は、別紙「競争参加資格確認申請書」及び次に従い作成すること。

ア 全省庁統一資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

イ 共同事業体にあつては協定書の写しを提出すること。

ウ 技術提案書を併せて提出すること。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については「競争参加資格確認通知書」により、令和 7 年 7 月 11 日までに通知する。なお、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) その他

ア 申請書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び提案書を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、その理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限: 令和 7 年 7 月 23 日 17:00

イ 提出場所: 四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官

電話：088-821-2011

メールアドレス：shikoku_shinsei@maff.go.jp

ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールにより提出するものとする（提出期限必着）。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和7年7月29日までに説明を求めた者に対し、書面（電子メール）により回答する。

7 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 質問の提出期間：公告日の翌日より入札執行日の5日前（「休日」の場合は前日とする。）まで。

イ 提出先：四国森林管理局 経理課内 契約適正化専門官

電話：088-821-2011

メールアドレス：shikoku_shinsei@maff.go.jp

ウ 提出方法：書面は、原則として電子メールにより提出するものとする（提出期限必着）。

(2) (1)の質問書が提出されたときは、書面（電子メール）により回答する。また、(1)の質問及び回答の写しを、質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、入札執行日の前日まで四国森林管理局のホームページに掲載する。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

8 技術提案書について

(1) 評価、加点の基準については「評価項目一覧表」による。

(2) 応札者が提出すべき資料については以下に定めるものとする。

ア 誓約書

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書（技術提案書表紙）

イ 評価項目一覧

発注者が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書のページ番号を記載したもの

ウ 提案書

仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり

(ア) 応札者が提案する研究開発（調査、広報）の内容、体制、普及効果等

(イ) 実施計画

(ウ) 担当者の経験

(エ) 補足資料（応札者の実績の詳細等の提案内容が確認できるもの）

(3) 提案書作成の留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識、商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと発注者が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、補足資料の提出、補足説明等を発注者が求める場合があるので、併せて留意すること。

オ 提出された提案書等の返却はしない。

9 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。支出負担行為担当官において呈示する。以下同様。）の契約書案及び添付書類等（以下「仕様書」という。）を熟覧の上入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、システムを用いて入札書及び添付が必要な場合には入札内訳書（以下「入札書等」という。）を提出することができる。また、電子調達システムによりがたい者は、国有林野事業が定めた入札書等を直接により提出することができる。郵便、電話、電報、その他による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札の日時及び場所等

ア システムによる入札の場合は、令和7年7月15日9:00から令和7年7月17日10:00までの間に提出すること。（システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札方式による入札の場合は、令和7年7月17日10:00までに四国森林管理局6階会議室に持参すること。この場合、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

ウ 入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

(5) 紙による入札において、代理人が入札する場合は、入札書等に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名又は署名（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(6) 紙による入札において、入札書等は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達

案件名)の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (7) 競争参加者は、入札書等の記載事項を訂正することができない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は入札書等を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 入札公告等において、特定銘柄製品又はこれと同等のものと特定した場合において、競争参加者が同等のものを供給することとして申し出たときは、支出負担行為担当官が競争参加者から資料等に基づき開札日の前日までに同等製品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (12) 入札公告等により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名されることを条件にあらかじめ入札書等を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (13) 開札の日時及び場所等
開札は、システムにより、令和7年7月17日10:00に四国森林管理局6階会議室において行う。紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。
- (14) 紙による入札において、入札場には、競争参加者又はその代理人及びその関係者並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (15) 紙による入札において、競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (16) 紙による入札において、競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- (17) 紙による入札において、競争参加者又はその代理人及びその関係者は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (18) 紙による入札において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退場させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (19) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。

- (20) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあつては引続き、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム機器（パソコン）の前で待機すること。なお、その他の場合にあつては支出負担行為担当官が定める日時において入札する。
- (21) 再度の入札に参加できる者は当初の入札に参加した者とし、再度の入札において、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。第3回目に行う入札についても上記を準用して行う。なお、入札執行回数は原則2回とし、最高でも3回を限度とする。
- (22) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する者は、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ア 紙による入札において、入札執行前にあつては、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - イ 紙による入札において、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。
 - ウ 電子による入札において、入札執行前にあつては、入札辞退処理を行う。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

11 入札の無効

- (1) 入札書等で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
- ア 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書等
 - イ 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書等
 - ウ 紙による入札において、入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書等
 - エ 紙による入札において、委任状を持参しない代理人した入札書等
 - オ 紙による入札において、請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書等
 - カ 紙による入札において、入札金額の記載が不明確な入札書等
 - キ 記載事項を訂正した入札書等
 - ク 紙による入札において、競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及

- び代表者の氏名)の判然としない入札書等
- ケ 入札公告等において示した入札書等の受領最終日時までに到達しなかった入札書等
- コ 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、入札保証金の納付がないか、又は納付金額が不足しているとき。
- サ 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- シ コの入札保証金又はサの入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- ス 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- セ 入札金額と入札内訳書で計算した総価が相違しているもの。
- ソ その他入札に関する条件に違反した入札書等

12 落札者の決定

(1) 本事業の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

ア 落札方式

次の要件をすべて満たしている者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 「評価項目一覧」に記載されている要件のうち必須とされた項目をすべて満たしていること。

イ 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝(1－入札価格/予定価格)×価格点の配分

ウ 得点配分

本事業における総合評価点の配分は以下のとおりとする。

(ア) 技術点(必須項目) 30点

(イ) 技術点(任意項目) 70点

(ウ) 価格点 50点

エ 加点方法

(ア) 基礎点

基礎点は、評価項目のうち必須項目にのみ設定されている。

基礎点は、要件を満たしているか否かを判断するため、満たしていれば満点、満たしていなければ0点のいずれかになる。

(イ) 加点

加点は、評価項目のうち任意項目に設定されている。

加点は、評価基準に照らし、その充足度に応じて点数が付されるため、基礎

点と異なり様々な点数となる。

(2) 落札となるべき同点の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、システムにより入札がある場合は、システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合。

ア 契約担当官等は、予定価格が 1 千万円を超える製造その他の請負契約について、調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該事業の事業期間の延期は行わない。

イ その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当該発注機関の調査（事情聴取）に協力するものとする。

(4) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

13 低入札価格調査

入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札をした者によりその価格によって契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

(1) 提出を求める資料等

ア 当該価格により入札した理由

イ 契約対象箇所と入札者の本社、支社等の所在地、配置業務者等との地理的条件

ウ 経営内容（財務諸表、納税証明書、給料の支払い証明書等）

エ 過去 3 年間の指名停止等の行政処分の内容とその事由

オ その他必要資料

(2) (1)の資料の提出期限は、入札日の翌日から起算して 2 日以内（休日等を含まず）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

14 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の業務においては、品質確保の観点から四国森林管理局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）により、その価格を下回った場合は、「13 低入札価格調査」と同一の義務付けを行うものとする。
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第 85 条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

15 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく（支出負担行為担当官が定める期日までとする（7 日を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

17 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

18 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

19 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 中間前払金 なし
- (3) 部分払 なし

20 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 契約担当官等が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント及びその他業務（以下「発注工事等」という）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な

協力を行うこと。

- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

21 その他必要な事項

- (1) 支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のおとりとする。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本調達に関しての照会先は、入札公告等に示した入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「指名停止等措置要領」に基づく指名停止若しくは書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 障害発生時、システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

電子調達システムヘルプデスク

受付時間：9:00～17:30（国民の祝日・休日、年末年始を除く）

電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）

- (7) 入札参加希望者がシステムで書類を送信した場合には、システムから通知者及び受付票等が送信者へ送信されるので、必ず確認すること。
- (8) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で紙入札による入札者は入札書を持参、システムによる入札者はシステムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

なお、開札処理に時間を要する場合は、開札状況を電話等により連絡する。

- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 〇〇〇〇 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで公告のあった〇〇〇〇事業に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付書類内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- 1. 入札説明書 5（3）のアに定める全省庁統一資格の資格確認書の写し
- 2. 入札説明書 5（3）のイに定める共同事業体の名称並びに共同事業の代表者及びその他の構成員が判る協定書等〔共同事業体を結成し、参加する場合のみ〕
- 3. 入札説明書 5（3）のウに定める技術提案書

紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手をはった長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

様式 2

令和○年○○月○○日

支出負担行為担当官

四国森林管理署局長 ○○○○ 殿

住所

代表者氏名

技術提案書の提出について

令和○年○○月○○日付けで公告のありました「○○○○事業」に関わる事業を受注したいので、下記の技術提案関係資料を提出します。

なお、提案の採否に関わらず、仕様書に記載されている要件を遵守することを誓約します。

記

1 評価項目一覧

2 提案書

担当者名：

役 職：

電話番号：

F A X：

メールアドレス：

様式 3-1

技術提案
〇〇〇〇業務

会社名：

評価項目：調査業務の実施方針等

項目 1 調査内容の妥当性、独創性

項目 2 調査方法の妥当性、独創性

項目 3 作業計画の妥当性、独創性

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

別記様式 3-2

技術提案
〇〇〇〇業務

会社名：

評価項目：組織の経験・能力

項目 1 類似調査業務の経験

項目 2 組織としての調査実施能力

項目 3 調査業務にあたっての管理・バックアップ体制

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

様式 3-3

技術提案
〇〇〇〇業務

会社名：

評価テーマ：業務従事者の経験能力

項目 1 類似調査業務の経験

項目 2 調査内容に関する専門知識・適格性

項目 3 業務歴、資格、学歴等

注 1 具体的な技術提案について記載すること。

注 2 技術提案は、具体的かつ簡素に記載すること。

令和7年度土壌の調査及び処理に関する調査事業
評価項目一覧(提案要求事項)

	評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			提案書 頁番号
				合計	基礎点	加 点	
	調査業務の実施方針等						
○	調査内容の妥当性、独創性	仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか 偏った内容の調査になっていないか	必須	10	10	—	
//		仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか		10	—	10	
○	調査方法の妥当性、独創性	課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか 調査項目・調査手法が明確であるか	必須	10	10	—	
//		調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫がみられるか		10	—	10	
○	作業計画の妥当性、効率性	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか	必須	5	5	—	
//		事業成果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		5	—	5	
	組織の経験・能力						
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を最低1回は実施しているか		5	—	5	
		過去に同様の調査を豊富に実施しているか		5	—	5	
	組織としての調査実施能力	事業が遂行可能な人員の確保がなされているか 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか	必須	3	3	—	
		幅広い知見・ネットワークを持っているか 優れた情報収集能力を持っているか		5	—	5	
	調査業務に当たった管理・バックアップ体制	円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか 管理者の経験や知見はあるか		5	—	5	
	業務従事者の経験・能力						
	類似調査業務の経験	過去に同様の調査を実施しているか 過去に委員会を運営した経験があるか		5	—	5	
	調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を持っているか 調査内容に関する人的ネットワークを持っているか	必須	2	2	—	
				5	—	5	
	業務歴、資格、学歴等	業務を遂行する上で、有効な資格等を持っているか		5	—	5	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進						
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下((1)～(3))の法令に基づく認定を受けているか (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業者に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 (2)次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 4点 ・くるみん認定企業(新基準) 3点 ※4 ・くるみん認定企業(旧基準) 2点 ※5 ※4 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定 ※5 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正するによる改正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定 (3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 ・ユースエール認定 4点 ※6 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。		5	—	5	
	賃上げを実施する企業						
	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを実施する企業として、表明をしているか。		5	—	5	
			合計	100	30	70	

(注1)表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目であり、評価項目の小項目ごとに設定している。

評価項目一覧(提案要求事項)

評 価 項 目	評 価 基 準	評価 区分	得 点 配 分			提案書 頁番号
			合 計	基礎点	加 点	
実施体制及び担当者略歴	本調達履行のための体制図		必 須			
	各業務担当者の略歴		必 須			
会社としての実績	本領域における実績		任 意			
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等		任 意			
賃上げの実施を表明した企業等	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」		任 意			